

お知らせ

まちのデータ

(令和5年(2023年)4月末日現在)

人口	2万5,508人	交通事故発生件数	
男	1万2,069人	(4月中、物損含む)	
女	1万3,439人	有田川町	48件
	1万706世帯	死者	0人 負傷1人
			有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎 }
金屋庁舎 } 52-2111
清水行政局 }

城粟五安水	23-0001	環境	52-5384
A L E C (アレック)	22-0351	福祉	52-7855
	22-0254	健康	52-4882
	26-0001	有田	52-3055
	52-5356	子育て支援センター	52-5474
	53-1031	有田川町少年センター	090-7966-1697
	52-4730		52-8744

場所	52-5384
場所	52-7855
場所	52-4882
場所	52-3055
場所	52-5474
場所	090-7966-1697
場所	52-8744

相談

6月の行政相談

6月14日(水)

・二川高齢者福祉センター 9時～11時30分
・五郷地区生活改善センター 13時～16時

清水行政局総務政策室

移動県民相談

日時／6月13日(火) 13時～16時
場所／有田振興局(湯浅町湯浅2355・1)

内容／弁護士と県民相談員による法律相談、行政相談、その他一般相談

予約受け付け

受付期間／5月30日(火)～
予約方法／有田振興局総務県民課
(☎64・1257)へ電話予約
定員／9人(先着順)

和歌山県県民生活課県民相談室

☎073・441・2356

農業

次世代を担う農業者支援

親元就農を支援します
有田川町農業経営継承者支援事業

農業における次世代の中心的な役割を担うことを強く志す農業者を確保・支援することを目的とし、農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、予算の範囲内で有田川町農業経営継承者支援事業助成金を交付します。

●対象者／次の①～⑥の要件を全て満たす方

①就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年以内に農業経営を継承するため就農した方。

②町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している方。

③青年等就農計画の認定を受けた方で、町がその認定をした方であること。もしくは、認定農業者の子または孫(※1)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した方(※2)。

なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外

の農業法人を継承する場合は交付の対象外。

※1 当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する方の子または孫を含む。

※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金などを受けない方。

⑥町税の滞納のない世帯。
●助成額／1人当たり年間50万円を上限とします。交付期間は2年を限度とします。

●申請受付期間／7月3日(月)～7月31日(月)

●受け付け方法／産業課窓口まで申請書を提出

※後日、審査があります。
※その他詳細、申請書様式は町ホームページでご確認ください。

申請 産業課(金屋庁舎)